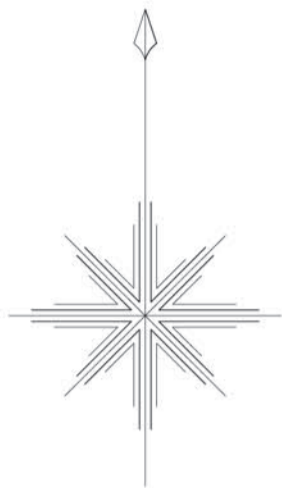
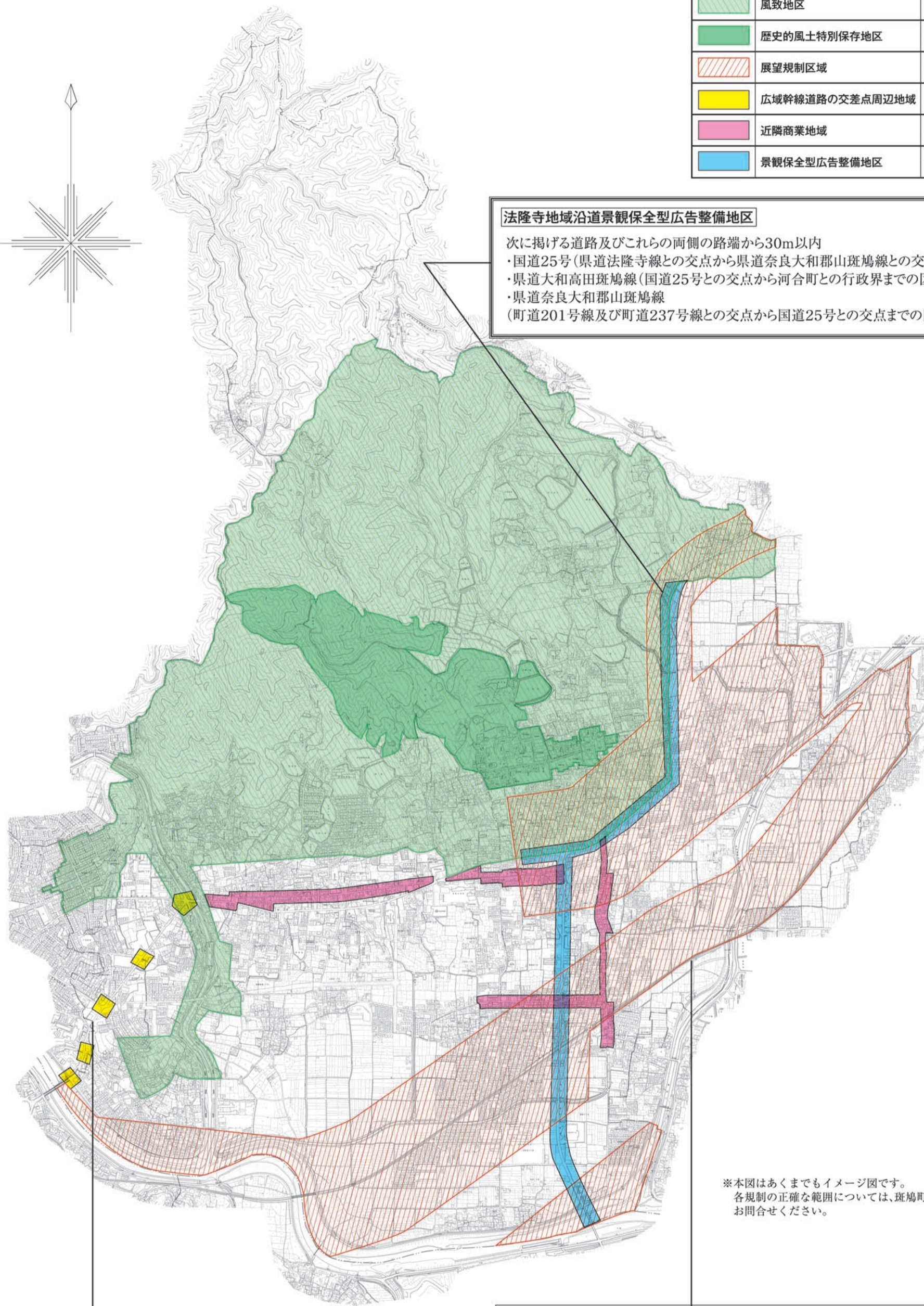


# 斑鳩町屋外広告物規制図



凡 例	
	風致地区 禁止地域
	歴史的風土特別保存地区 禁止地域
	展望規制区域 禁止地域
	広域幹線道路の交差点周辺地域 禁止地域
	近隣商業地域 禁止地域の適用除外
	景観保全型広告整備地区 規制区域



### 法隆寺地域沿道景観保全型広告整備地区

- 次に掲げる道路及びこれらの両側の路端から30m以内
- ・国道25号(県道法隆寺線との交点から県道奈良大和郡山斑鳩線との交点までの区間)
  - ・県道大和高田斑鳩線(国道25号との交点から河合町との行政界までの区間)
  - ・県道奈良大和郡山斑鳩線(町道201号線及び町道237号線との交点から国道25号との交点までの区間)

※本図はあくまでもイメージ図です。  
各規制の正確な範囲については、斑鳩町役場都市整備課にお問合せください。

### 広域幹線道路の交差点周辺地域

- 次に掲げる道路の信号を有する交差点の周辺30mの地域
- ・国道25号(龍田大橋から王寺町との行政界まで)
  - ・国道168号(平群町との行政界から龍田大橋まで)

### 展望規制区域

※近隣商業地域と重なっている場所は除く

- ・JR関西本線の両側300m以内  
(大和小泉駅から法隆寺駅までの区間の東側及び南側を除く)
- ・国道25号の両側300m以内  
(大和郡山市小泉町の関西本線との交点から県道法隆寺線との交点までの区間)
- ・県道奈良大和郡山斑鳩線の両側100m以内  
(富雄川の交点から国道25号との交点までの区間)
- ・西名阪自動車道の両側500m未満



